

都道府県・政令市 政務調査費 調査(2005.4.1現在)

全国市民オンブズマン連絡会議調査 2005.8.10

自治体名	領収書提出の有無とその開始時期	提出する領収書はすべてか否か	領収書公開の根拠	具体的な用途基準を定めているか(1~2行の記述のものを除く)	支給方法と金額	会派雇用職員への支給	H16年度収支報告書提出期限	H16年度収支報告書「情報公開条例によらない閲覧」可能日
北海道	無	-	-	あり(政務調査費の手引 平成13年3月)	会派分1人当たり月10万 個人分1人当たり月43万	-	5月2日	7月4日
青森県	無	-	-	無	会派 1人当たり月31万	-	5月2日	6月2日
岩手県	H15年5月から	すべて	条例	あり(政務調査費の事務処理マニュアル 平成15年6月)	個人 1人当たり月31万	-	4月30日	5月31日
宮城県	H16年4月から	すべて(取得が困難な場合は支払証明書)	条例	無	会派 1人当たり月35万	-	5月2日	7月4日
秋田県	無	-	-	無	会派分1人当たり月6万 個人分1人当たり月25万	-	4月28日	6月1日
山形県	無	-	-	無	会派 1人当たり月31万	-	4月30日	5月31日
福島県	無	-	-	あり(政務調査費の手引き 平成13年4月)	会派 1人当たり月35万	-	4月30日	5月31日
茨城県	無	-	-	無	会派 1人当たり月30万	-	4月20日	6月20日
栃木県	無	-	-	あり(栃木県政務調査費に係る留意事項)	会派 1人当たり月30万	-	4月30日	5月31日
群馬県	無	-	-	無	会派 1人当たり月30万	-	5月31日	6月16日
埼玉県	無	-	-	無	会派 1人当たり月50万	-	4月30日	閲覧不可能
千葉県	無	-	-	あり(政務調査費運用の手引き)	会派分1人当たり月5万 個人分1人当たり月35万	-	5月2日	7月4日
東京都	無	-	-	無	会派 1人当たり月60万	-	4月13日	4月28日
神奈川県	無	-	-	無	月額53万円を、会派、議員、会派及び議員いずれかにより交付	-	5月15日	7月15日
新潟県	無	-	-	無	会派分1人当たり月6.6万 個人分1人当たり月26.4	-	4月20日	6月20日
富山県	無	-	-	無	会派 1人当たり月30万	-	5月2日	7月4日
石川県	無	-	-	無	会派 1人当たり月30万	-	5月2日	7月4日
福井県	無	-	-	無	会派 1人当たり月30万	-		
山梨県	無	-	-	無	会派分1人当たり月5万 個人分1人当たり月23万	-	5月2日	7月4日
長野県	H15年5月から	すべて(電車の切符代等除く)	条例	あり(政務調査費マニュアル 平成16年8月)	会派 1人当たり月29万	-	4月30日	6月1日
岐阜県	無	-	-	無	個人 1人当たり月33万	-	5月2日	7月4日
静岡県	無	-	-	無	会派 1人当たり月45万	-	4月30日	5月16日
愛知県	無	-	-	無	会派 1人当たり月50万	-	5月2日	7月4日
三重県	無	-	-	無	会派分1人当たり月15万 個人分1人当たり月18万	-	4月30日	閲覧不可能

都道府県・政令市 政務調査費 調査(2005.4.1現在)

全国市民オンブズマン連絡会議調査 2005.8.10

自治体名	領収書提出の有無とその開始時期	提出する領収書はすべてか否か	領収書公開の根拠	具体的な使途基準を定めているか(1~2行の記述のものを除く)	支給方法と金額	会派雇用職員への支給	H16年度収支報告書提出期限	H16年度収支報告書「情報公開条例によらない閲覧」可能日
滋賀県	無	-	-	政務調査費のしおり(改訂版)平成15年4月改訂	会派分1人当たり月15万 個人分1人当たり月15万	-	4月30日	5月31日
京都府	平成13年4月から	1件50000円以上を添付	規程	無	会派分1人当たり月10万 個人分1人当たり月40万	-	4月30日	6月1日
大阪府	無	-	-	無	会派分1人当たり月10万 個人分1人当たり月49万	-	5月2日	7月4日
兵庫県	無	-	-	無	会派分1人当たり月20万 個人分1人当たり月30万	-	4月30日	6月30日
奈良県	無	-	-	あり(政務調査費の使途についての考え方)	会派分1人当たり月5万 個人分1人当たり月25万	-	5月2日	7月4日
和歌山県	無	-	-	あり(政務調査費運用マニュアル)	会派分1人当たり月6万 個人分1人当たり月24万	-	4月30日	6月30日
鳥取県	平成16年4月分から 但し代表監査委員に収支報告書の写しとともに領収書の写しを提出	すべて	条例	あり(政務調査費の使途に関するガイドライン)	個人 1人当たり月25万	-	4月30日	6月1日
島根県	無	-	-	無	会派分1人当たり月3万 個人分1人当たり月27万	-	4月30日	5月31日
岡山県	無	-	-	無	個人 1人当たり月35万	-	4月30日	5月31日
広島県	無	-	-	無	会派 1人当たり月35万	-	4月30日	6月1日
山口県	無	-	-	無	個人 1人当たり月35万	-	5月2日	6月2日
徳島県	無	-	-	無	会派分1人当たり月10万 個人分1人当たり月15万	-	4月30日	5月17日
香川県	無	-	-	無	会派 1人当たり月30万	-	4月30日	閲覧不可能
愛媛県	無	-	-	無	会派 1人当たり月33万	-	4月30日	閲覧不可能
高知県	H13年4月から	食糧費(1件1人につき5千円以上)、委託料(1件10万円以上)は添付	規程に記載	無	会派分1人当たり月14万 個人分1人当たり月14万	-	4月30日	6月1日
福岡県	無	-	-	無	会派 1人当たり月50万	-	4月15日	6月15日
佐賀県	無	-	-	無	会派 1人当たり月30万	-	4月30日	5月31日
長崎県	無	-	-	無	会派分1人当たり月4万 個人分1人当たり月26万	-	4月20日	6月21日
熊本県	無	-	-	あり(政務調査費の使途基準について)	個人 1人当たり月30万	-	5月2日	6月2日

都道府県・政令市 政務調査費 調査(2005.4.1現在)

全国市民オンブズマン連絡会議調査 2005.8.10

自治体名	領収書提出の有無とその開始時期	提出する領収書はすべてか否か	領収書公開の根拠	具体的な使途基準を定めているか(1~2行の記述のものを除く)	支給方法と金額	会派雇用職員への支給	H16年度収支報告書提出期限	H16年度収支報告書「情報公開条例によらない閲覧」可能日
大分県	無	-	-	無	会派 1人当たり月30万	-	4月30日	7月2日
宮崎県	無	-	-	無	会派 1人当たり月30万	-	5月2日	6月2日
鹿児島県	無	-	-	無	会派 1人当たり月30万	-	4月30日	6月1日
沖縄県	無	-	-	無	会派分1人当たり月10万 個人分1人当たり月15万	-	4月30日	7月1日

政令市

札幌市	H17年4月から	5万円以上は添付	条例	あり(政務調査費に関する取扱要領 平成17年3月24日 議会改革検討委員会決定)	会派 1人当たり月40万	-	5月2日	6月2日
仙台市	無	-	-	無	会派 1人当たり月38万	-	5月16日	閲覧不可能
さいたま市	H16年7月から	一件50000円以上添付(人件費を除く)	規則	無	会派 1人当たり月34万	-	4月30日	閲覧不可能
千葉市	無	-	-	無	会派 1人当たり月30万	-	4月30日	閲覧不可能
横浜市	無	-	-	無	会派 1人当たり月55万	-	4月30日	5月16日
川崎市	無	-	-	無	会派 1人当たり月45万	-	4月21日	5月2日
静岡市	H15年4月から	すべて	条例	無	会派 1人当たり月15万	あり	4月30日	5月14日
名古屋市	無	-	-	無	会派 1人当たり月55万	-	4月30日	5月31日
京都市	H17年4月から	5万円以上(人件費、事務所費除く)	条例	無	会派分1人当たり月14万 個人分1人当たり月40万	-	4月28日	6月30日
大阪市	無	-	-	無	会派 1人当たり月60万	-	4月30日	5月2日
神戸市	無	-	-	あり(神戸市会政務調査費経理要綱)	会派 1人当たり月38万	あり	5月20日	閲覧不可能
広島市	無	-	-	無	会派 1人当たり月34万	あり	5月2日	閲覧不可能
北九州市	無	-	-	無	会派 1人当たり月38万	-	4月20日	5月31日
福岡市	H16年4月から	議員交付分のみ、1件5万円以上添付	条例	あり(福岡市政務調査費取扱要領)	「会派に1人当たり月35万」か、「会派1人当たり月9万、個人1人当たり月2.6万」の選択制	-	5月2日	6月2日